

～ 水道使用料減免事業 ～

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した事業所及び世帯の水道使用料が減免できる場合があります

○減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入又は給与収入などの減少額が、前年の事業収入等の額の3/10以上である世帯

※なお、収入額によっては、減免にならない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

富士川町役場 上下水道課 上水道担当 22-7204
簡易水道担当